

## 環境影響評価審査会 名神湾岸連絡線部会（第4回）会議録

- 1 日時：令和2年10月21日（水） 10時00分～12時00分
- 2 場所：神戸市教育会館404会議室
- 3 議題：名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：上甫木委員（部会長）、小谷委員、近藤委員、菅原委員、住友委員
- 5 兵庫県：環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名  
自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課、道路企画課、都市計画課
- 6 配付資料  
資料1 環境影響評価手続の流れ  
資料2 準備書に対する西宮市長の意見の写し  
資料3 審査会での意見  
資料4 準備書に対する答申案

### 7 議事概要

事務局が資料1により手続の流れについて説明した後、資料2により準備書に対する市長意見について、資料3により審査会意見について、資料4により答申案について説明。

〔質疑〕

（委員）

事後監視調査について、例えば大気汚染の場合には、工事中に調査していただきたいという意味も含まれていると解釈して良いですか。

（事務局）

そうです。事後監視調に関しては、工事期間中に行うものと供用後に行うものがございます。当然、「工事中の」として求めているのは、工事期間中に事後監視調査をして環境影響がないことを確認すること、もし環境影響があれば、追加で環境保全措置を執りなさい、ということになります。

（委員）

わかりました。

（部会長）

景観についてですが、西宮市の意見の中でも、居住地からの景観について問題視されています。個別の住居からの解析はしないというのは通常ですが、近景のハイキングコース等である程度は評価できると思います。特に気になるのは、隣接してマンション等がありますので、その方向からの近景の評価も可能かなと思いますが、事務局としてはどう考えていますか。

(事務局)

環境アセスの制度を考えると、近隣マンションの上の方に評価地点を設けるという具体的な指摘は難しいと考えますが、部会の中でご意見いただいたように、「ウォーキングコースがあるから、道路に接近したときにどう見えるか」評価するには指摘できると考え、答申案に盛り込んでおります。ただ、そのようなご意見があるということについては、事業者にも別途伝えて、事業実施段階で住民の関心があれば対応するよう、お願いしていきたくて考えています。

(部会長)

答申案にも「丁寧な説明」とありますので、具体的な状況もお示しして事業を進めていただければと思います。事業者にお伝えいただければと思います。

(事務局)

わかりました。答申案の「その他」(2)でも、十分な説明ということについて記載していますので、事業者にも併せて伝えていきます。

(委員)

騒音・振動について、事後監視調査は、工事が終わった後という意味ではなく、工事期間中も含めて行うと解釈してよいか。

(事務局)

そうです。工事中も含めて調査を行い、事業者が準備書に記載している環境保全目標を超過することなどがあれば、県に報告のうえ追加でどのように対策していくかを検討することになります。

事後監視調査結果は、翌年に審査会にご報告させていただきますので、その際に確認もしていただけます。

(委員)

工事関係と供用後両方の事後監視調査が必要と考えますので、そのことが答申案に盛り込まれているのであれば、それで結構です。

それから、低周波音の事後監視調査について。準備書では、他事例を引用して予測評価している。供用に伴い交通量は増えるので、低周波音の状況をしっかり把握できるような調査が行われるのであれば良い。

(事務局)

現状に関しては準備書に記載されており、予測は他の事例を基にした推測という形になっていますので、実際に道路が建設されたときにどうなるのかは、事後監視調査で確認しなさい、ということになります。調査の結果、現状と比較してどうか、ということが示されることになります。ただ、低周波音は、(環境基準等がないため)測定した結果、現状より大きかったからどうか、ということが難しいと思いますので、道路の詳細決定の段階で低周波音対策が執られるよう、答申案では「設計にあたり」ということを記載しております。

(委員)

結局、現況値で予測値を上回っている。このあたりの整合性がどうなのか。

(事務局)

そのあたりが、予測にあたって他事例を引用している故の限界となっていると思

います。その点は事業者も認識したうえで、事後監視調査は事業者自らが行うことになっています。他事例を引用して予測評価した地点の状況がどう変化していくのかを確認して、現況の値に対して更にプラスされるのか、あるいは環境保全対策により改善されるのか監視していくことになります。

(委員)

おっしゃるように、ジョイント部の改良によって低周波音は小さくなる可能性もある。

(事務局)

それについては、事後監視調査において、事業者を確認していただくことになります。

また、低周波音だけではないですが、準備書の審査の中で事業者見解が提出されていますが、その中で「事業実施段階で検討する」という項目が多かったのですが、事業実施段階というのが具体的にどの段階なのかということもあります。そういう意味で、今回の答申案では、事業実施段階という表現ではなく、「設計にあたり」という表現を使用しています。これを踏まえ、設計段階で環境保全措置の内容をチェックすることと、事後監視調査でもチェックするよということ、事業者に求めるということです。

(委員)

資料1で、西宮市の意見が送付されて、2次審査意見書が形成されるという流れになっていますが、西宮市の意見と2次審査意見書は同時に存在するのでしょうか。西宮市の意見は2次審査意見書の中に集約されるという意味ですか。

(事務局)

全て含むことは難しいと思います。ただ地元からの意見になりますので、配慮していただく必要がありますので、答申案の10「その他」の(5)で、「今後の評価書と事後監視計画の作成にあたっては関係行政機関からの意見も十分ふまえ」と記載しています。事業者には、今回の答申案と西宮市長意見に並列して配慮いただきたいと考えています。

(委員)

西宮市長意見は添付されるのですか。

(事務局)

知事意見を述べる際に添付するかは決めていませんが、実際は市ホームページで事業者が確認可能な状態になっていますので、関係行政機関の意見は事業者として把握されているという形になると思います。

(委員)

答申と市長意見が、和集合というか、そのようになっているのがベターと思います。例えば市長意見で述べられているにも関わらず、答申案ではあまり触れられていない項目もあります。そういう項目の評価は、答申案の中ですか。また、答申案は答申案として西宮市が指摘していない事項があればそれらも含めて書く必要がある。そのあたりの意見の集約の仕方がどのようになっているのかが気になりました。

また、多くのことが「事業実施段階で検討します」というのが、どれだけ検討していただけるのか。先ほどおっしゃった、設計という言葉を出されたということであれば、それが読み取れるような表現の方が良いと思います。「設計段階で」というのは、例えばどこで出ていますか。

(事務局)

まず、3低周波音の最後の2行に、「～設計にあたり低周波音の発生抑制に十分配慮～」と記載しています。もう一点は、7(1)鳥類への配慮に関して、橋梁部分の構造がポイントになるという観点から、2行目の「～道路及び橋梁の設計を行うこと」と記載しています。

(委員)

そのあたりが伝わるようにしていただければと思います。

あと1点、例えば、答申案の日照障害の項目を見ると、参考指標を超過する日照障害が生じる予測であるから、影響を回避低減できる道路構造を採用しなさいとあります。一方、西宮市の意見を見ると、きちんと費用負担に応じよ、と言われているわけです。だから、「可能な限り影響を回避・低減できる道路構造としたうえで、どうしても避けられない場合はきちんと措置(費用負担)を協議しなさい」ということだと思いますが。

(事務局)

おっしゃるように、答申案の中には補償までは踏み込んでいません。その理由は、アセスの審査は、あくまでも科学・技術的な観点からの意見を取りまとめるのが目的であり、補償はあくまで計画の推進にあたっての地元調整に関することですので、審査対象外と考え、補償については答申案に盛り込んでいません。

先ほど申しましたとおり、答申案に盛り込んでいなくても、西宮市意見で記載されていることについては、事業者は対応してください、というのが県のスタンスですので、審査意見を事業者に伝える際にはその旨を伝えます。

(委員)

「その他」の3で地球温暖化に関する記載があるが、準備書の環境影響要因の項目表では、地球温暖化は選定されていない。選定されていないけれども、答申案で記載しても良いのか？今のご時世から、書くべきだとは思いますが。

(事務局)

表で選択されている項目は、事業者が準備書で調査・予測・評価した項目です。地球温暖化はその項目には挙がっていませんが、今後事業を実施するにあたって、事業者が配慮を求めていくべきこととして、温室効果ガスの削減が必要ではないか、といことで、「その他」に記載をしました。

同様に、例えば「その他」の7の項目では、道路事業に関して従前から意見を述べている、災害及び事故による生活環境への影響に対する配慮についても記載しました。

(委員)

騒音・振動に関して、現況より数値が大きくなるという西宮市の意見がある。審査会では、環境影響について規制基準、環境基準等に基づいて審査してきたが、自

動車が走行すれば音は大きくなるということで、西宮市の意見では厳しく書かれている。その意見は、答申案の中に込められていると考えるが、いかがですか。

(事業者)

答申案は、西宮市長意見も参考にしながら作成しました。答申案に記載しているような表現を取り入れることで、審査会としても求めていくことになると思いますので、これまで委員からいただいた意見に加えて市長意見も参考にし、現状より騒音が悪化することもポイントとして挙げています。

(委員)

答申案1ページ目で用いている表現に関して、決まった書き方というのはありますか。

(事務局)

過去の答申で用いた表現も参考に作成しています。ただ、自主アセスというのは少し珍しいケースなので、アセス案件全体からみれば、あまり例のない表現になっています。

(委員)

「保全と創造」という表現が入っている。「創造」まで踏み込んでいるものなのか。

(事務局)

アセス条例の目的において、「環境の保全と創造」というワードがあるので、このような表現を盛り込んでいます。

(部会長)

先ほど、設計の段階で環境保全措置を検討するように、ということでした。確認ですが、計画、基本設計、詳細設計と段階が進むと、徐々に事業計画の修正が難しくなってくるが、どの段階の設計をイメージしていますか。今はルートの検討段階で、次の基本的な構造設計の段階からというイメージですか。

(事務局)

低周波音の項目で「設計の段階」という言葉を使用していますが、低周波音の影響は、例えば橋梁が鋼製なのかコンクリート製なのかによっても変わってきます。また橋脚の数や高さによっても変わってきます。よって、答申案に記載している「設計の段階」は、それらの決定より早い段階を想定しています。また事業者にも同様に伝えていきます。

(部会長)

わかりました。その部分に齟齬がないようにお願いします。ほかにありませんか。

(委員)

この道路は排水性舗装を行う予定になっていますか。

(事務局)

そこまで具体的な設計は示されていません。

(委員)

環境基準、規制基準は守られるかもしれないが、それよりさらに低い値を求めるとであれば、排水性舗装を取り入れることで数dB低下するし、遮音壁を高くする

ことでも数 dB 低下する。そのあたりのことを、現在の案で事業者が考えてくれるのか、ということが気になる。

(事務局)

答申案の中で、可能な限り遮音壁の設置「等」として、「等」の中に含まれてしまっている形にはなりますが、実際に何があるかといえば、市長意見でいろいろ示されています。

(部会長)

先ほど「その他」の5でも、「関係行政機関からの意見」の一つが市長意見であるということで、読めなくはないですが、西宮市以外の関係行政機関としては、他にありますか。

(事務局)

地元市は西宮市だけなので、準備書に対する意見を述べている行政機関は西宮市のみです。

(部会長)

そうすると、例えば「西宮市の何々に対する意見」と、固有名詞をいければ、より明快かと思うが、いかがですか。

(事務局)

実際の工事の際は、港湾管理者や海上保安庁からの意見もあると思いますので、その点を考慮しておくのか、準備書というターゲットを決めて、西宮市長意見という限定とするのか、一度、検討させていただきます。

もう少しわかりやすい表現にできないか工夫をさせていただきたいと思います。

(委員)

これは、事後監視調査の実施ということもあるので、西宮市の意見だけではないですね。

(事務局)

例として、西宮市をはじめ、とかというような書き方でも全く問題ないと思います。

(委員)

できれば、西宮市のご意見もありますが、騒音・振動、大気でも、事後監視調査とはこういうことですよとか、それから騒音・振動の3番の、可能な限り遮音壁の設置等とありますが、排水性舗装もやってほしいと思います。西宮市の意見でも出ていましたが、ここの中に入れないのであれば、この意味はこういうことですよ、遮音壁の設置等の中にはこういうことも含まれる、これが環境対策ですよ、といったことがどこかで見えるように。このままストレートに事業者に渡ってしまえば考えないかもしれないで、口頭説明で終わるようであれば入れてほしいと思います。西宮市の意見も踏まえると、もう少し具体的なことをあればいいと思います。

(事務局)

排水性舗装については追加する方向で考えます。

(部会長)

事後監視調査というのは、工事中と供用後の両方ということがありましたが、そこはどうでしょうか。

(事務局)

答申案の文章として、例えば、「2 騒音・振動」の(2)のところだと、「工事中の建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る騒音及び振動について」というのを冒頭に書いた上で、事後監視調査を行うこととしていますので、何を求めているかということを文章の冒頭にわかる形で答申案を作成していますので、こういったポイントで事後監視調査をしなければならないかわかるようになっていきます。